

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 7 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 12 月まで

私は、国民年金に加入した時期は覚えていないが、昭和 51 年 4 月からの国民年金保険料は、主に区役所で定期的に漏れなく納付してきた。当時納付した保険料額は、当初は月額で 1,100 円から 1,500 円ぐらいで、その後 1,000 円ぐらい上がり、さらに 500 円ぐらい上がったことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和 50 年 11 月頃に払い出されたと推認できることから、申立人は、国民年金保険料の納付を開始したとする 51 年 4 月以降の保険料を現年度保険料として納付することは可能であり、申立人の同年同月以降の保険料月額の推移に関する記憶は、実際の保険料月額の推移とおおむね一致している。

また、申立人は、申立期間を除く昭和 51 年 4 月以降の国民年金加入期間の保険料はおおむね納付済みであることを踏まえれば、申立期間の保険料についても納付したとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年12月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

私の夫は、昭和51年10月に市役所年金課において、私の国民年金の加入手続と同時に申立期間を含む3年分の夫婦二人の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、昭和51年10月に夫婦二人の保険料を遡って納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、52年3月頃に払い出されたと推認でき、51年10月に夫婦二人の保険料を遡って納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらないものの、申立人に係る国民年金被保険者名簿に記載されている当該期間直前の50年1月から51年3月までの保険料の納付日である52年4月17日時点では、申立期間②の保険料を現年度納付することが可能であり、申立人は、当該期間直後の同年4月から60歳に到達する前月の平成24年*月までの保険料を全て納付していることを踏まえれば、当該期間の保険料を納付したと考えるも不自然ではない。

一方、申立期間①については、上記手帳記号番号払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の夫が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成2年6月から3年9月までは38万円、同年10月から4年4月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から4年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低くなっているため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年6月から3年9月までは38万円、同年10月から4年4月までは41万円と記録されていたところ、同年5月8日付けで、2年6月に遡って、8万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に、事業主を含む6人も4年5月8日付けで、標準報酬月額の遡及減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、A社の事務担当者は、申立期間当時、給料の遅配が度々あった上、事業資金を立て替えてくれと事業主から頼まれて、支給されたばかりの給料を銀行へ入金に行ったこともあり、当時の同社の経営状況は厳しかったと供述していることから、申立期間当時、同社では厚生年金保険料を滞納していた状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成4年5月8日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実上即したものと考えるが、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、2年6月から3年9月までは38万円、同年10月から4年4月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を63万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、平成19年2月から同年8月までは47万円、同年9月から20年6月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のB社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年8月6日は58万6,000円、22年8月6日及び23年8月1日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月28日
② 平成19年2月1日から20年7月1日まで
③ 平成19年8月6日
④ 平成22年8月6日
⑤ 平成23年8月1日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうちの申立期間①並びにB社における厚生年金保険の被保険者期間のうちの申立期間③、④及び⑤の標準賞与額の記録が無い。当該期間も賞与が支給され、当該賞与に係る保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

また、B社における申立期間②の標準報酬月額が相違している。給与振込額の分かる預金通帳を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社の破産管財人が保有している申立人の当該期間に係る「2006年度賃金台帳（賞与）」及び申立人から提出された普通預金通帳により、申立人は、平成18年8月28日に同社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記賃金台帳（賞与）において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、63万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、B社が保有する申立人の当該期間に係る「賃金台帳」及び「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」において確認できる保険料控除額から、平成19年2月から同年8月までは47万円、同年9月から20年6月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は、申立人に係る上記諸資料で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出していないこと、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間③、④及び⑤について、B社が保有している申立人の当該期間に係る「賃金台帳」及び「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」並びに申立人から提出された普通預金通帳により、申立人は、当該期間に同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③、④及び⑤の標準賞与額については、上記「賃金台帳」及

び「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」において確認できる保険料控除額から、平成19年8月6日は58万6,000円、22年8月6日及び23年8月1日は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③、④及び⑤に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所又は年金事務所に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月21日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に、関連事業所であるC社D工場からの異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及びC社D工場の申立期間当時の社会保険事務担当者の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年1月21日にC社D工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月16日から同年5月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C企業年金基金が保管している申立人に係る加入員台帳及び元従業員の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和46年5月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年3月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

A社(現在は、B社C事業所)で勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与の支給があったのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継事業所であるB社C事業所の回答及びD健康保険組合から提出された「健康保険組合加入期間の記録の調査について(ご回答)」から、申立人は、申立期間にA社から賞与として100万円が支給されていたことが確認できる。

また、B社C事業所の供述、申立期間当時にA社で勤務していた複数の従業員が所持する平成15年12月の賞与明細書及び申立人に係る平成16年度の地方税課税資料に記載されている社会保険料控除額から判断すると、申立人は上記賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、D健康保険組合における標準賞与額の記録等から、100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社C事業所は、「健康保険組合に届け出たものと同額の賞与支払額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行い、厚生年金保険料についても納付したものと考えるが、これを確認できる当時の資料は保管していない。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立

てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月、49年7月から50年3月までの期間、51年5月から同年12月までの期間及び52年7月から54年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月
② 昭和49年7月から50年3月まで
③ 昭和51年5月から同年12月まで
④ 昭和52年7月から54年12月まで

私は、会社を退職するたびに厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職するたびに厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和57年11月に払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から11年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月から11年1月まで

私は、平成10年5月頃に国民年金の加入手続きを行い、納付期間はよく分からないが、同年同月頃に国民年金保険料として、5万円から6万円を区役所で一括納付した覚えがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は平成10年4月1日に付番されており、申立期間の国民年金保険料は現年度保険料として納付することが可能であるものの、申立人は、申立期間を10年5月から11年1月までと特定した理由は覚えていないとしており、申立期間の保険料として5万円から6万円を区役所で一括納付したと述べているが、当該金額は申立期間の保険料額11万9,700円と大きく相違している。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年12月から13年2月までの期間、14年4月から同年6月までの期間及び17年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年12月から13年2月まで
② 平成14年4月から同年6月まで
③ 平成17年1月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料として、年金事務所の職員にまとめて23万8,000円を渡している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料として、まとめて23万8,000円納付したとしているが、申立期間の保険料の合計額(11万9,700円)と大きく相違している。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付した時期に関する回答は明確でなく、申立期間①、②及び③の保険料をまとめて納付したとしているが、申立期間③は、平成19年5月15日に国民年金の被保険者資格記録が追加されるまでは、国民年金の未加入期間となっていたため、制度上、保険料を納付することができない期間であったことがオンライン記録で確認できるほか、この記録追加時点では申立期間①、②及び③の保険料は時効により納付することができず、申立期間の保険料をまとめて納付することはできない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年11月から47年3月まで
私は、国民年金の加入手続を行った時期は覚えていないが、送られて来た納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和47年9月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるものの、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人は、上記国民年金手帳記号番号が記載されたうす茶色の国民年金手帳及び厚生年金保険の記号番号と基礎年金番号が記載されたオレンジ色の年金手帳の2冊を所持しており、それ以外の手帳を所持していた記憶は無いと述べているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から10年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が平成10年に就職するまで国民年金保険料の免除申請手続きを行って来ていたと思う。申立期間が国民年金に未加入とされ、免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、就職するまで国民年金保険料の免除申請手続きを行って来たとしているが、申立人の基礎年金番号は、申立人が平成10年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことから、同年同月22日に付番されており、基礎年金番号が導入された9年1月前に、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことを示す記録も、払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、別の基礎年金番号が付番されたことを示す記録も無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料の免除申請手続きを行うことができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の免除申請手続きに関与しておらず、加入手続き及び免除申請手続きをしていたとする母親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 30 日から 3 年 1 月 1 日まで
A 社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社における同僚の供述により、申立人は、申立期間において同社で継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は平成 10 年 9 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、同社の元事業主に申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて照会したものの、当該事業主は、「申立人が同社の従業員として働いていたことは間違いないが、会社を解散して 20 年近く経過し、当時の資料は何も残っていないため、申立人の厚生年金保険の資格喪失に関する届出及び申立期間に係る保険料控除について確認できない。」と回答している。

また、上記同僚は、「申立人が申立期間に勤務していたことは間違いないが、A社の厚生年金保険の取扱いは不明であり、申立てに関して参考になる情報及び資料は無い。」としている。

さらに、オンライン記録により、A社において厚生年金保険の被保険者となっている者のうち、月末日に被保険者資格を喪失している者が二人確認できるところ、両人に文書照会をし、一人から回答を得られたものの、同人は、「同社の厚生年金保険の取扱いは不明だが、自身の厚生年金保険の加入記録に不備は無い。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。